



島根県報

平成22年10月8日（金）

第2,229号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

- | | | |
|---------------------------|----------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | （高齢者福祉課） | 2 |
| 平成22年度地籍調査事業の決定の一部改正 | （用地対策課） | 2 |

【特定調達公告】

- | | | |
|---|---------|---|
| 国税連携に伴う税務総合オンラインシステム改修等業務委託に係る随意契約の相手方等 | （税 務 課） | 3 |
|---|---------|---|

【選管告示】

- | | | |
|------------------------|--|---|
| 不在者投票を行うことができる施設の名称の変更 | | 3 |
|------------------------|--|---|

告 示**島根県告示第599号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ユニファー株式会社	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 す ずらん	出雲市塩冶神前6丁目1 番8号A-102	平成22年9月20日
ケア・プラン石野合同会社	居宅介護支援	石野居宅介護支援事業所	出雲市稗原町2521番地5	平成22年10月1日

島根県告示第600号

平成22年度地籍調査事業の決定（平成22年島根県告示第401号）の一部を次のように改正し、平成22年10月8日から施行する。

平成22年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表浜田市の項を次のように改める。

浜田市	熱田町1 熱田町2 河内町1 上来原Ⅱ-② 上来原Ⅲ 入野1 入野2 今市Ⅱ 坂本Ⅰ 野坂③ 高内② 野坂② 小坂② 岡見2-3 古市場1-3 古市場1-2	交付決定の日から平成23年3月31日まで
-----	---	----------------------

表益田市の項を次のように改める。

益田市	高津1-6 遠田-Ⅱ 金山・土田 高津1-7 津田・木部	交付決定の日から平成23年3月31日まで
-----	--	----------------------

鎌手－Ⅰ	
高津1－8	
鎌手－Ⅱ	
鎌手－Ⅲ	
三谷Ⅱ	
三谷Ⅲ	
三谷Ⅳ	
谷口－1	
植地－3	
山根－1	
山根－2	
三谷Ⅴ	

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年10月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

国税連携に伴う税務総合オンラインシステム改修等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年9月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 田上 正史

島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

30,240,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和

26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成22年10月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

変更のあった施設

施設の名称及び所在地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
身体障害者療護施設ラポール宝生苑	益田市久城町531番地	施設の名称	障がい者支援施設ラポール宝生苑